

「環境・ごみ」について

P1

受付月	題名	内容	回答要約	担当部
11月	男山団地内に不法投棄された粗大ごみの処理について	<p>今年2月に「ご意見たまで箱」で男山団地内のゴミ集積場周辺に放置されている大量の粗大ごみの処理を要望し、URは3月2日～15日に順次、回収した。しかし、その後も大量の粗大ごみが放置されている。</p> <p>「ご意見たまで箱」の回答では、「不法投棄された粗大ごみの処理は、その土地・建物の管理者(所有者)がその責任で処理すること…」となっているが、行政課題でもある「男山地域再生」でURとも協定を結んでいる行政サイドは、粗大ごみの処理に関して協力することも検討課題である。そのため、行政サイドとURに、男山団地内の粗大ごみの処理に関して、早急な検討会議の立ち上げを提言したい。</p>	<p>八幡市では、不法投棄防止に向けた取り組みとして、日々啓発や指導等を行っておりますが、パトロールや看板設置等だけでは、なかなか不法投棄はなくなり、今回ご指摘をいただいたようなご相談が市に寄せられているのが現状でございます。</p> <p>男山団地内の不法投棄についても、長年の課題でもあり、UR都市機構様とも色々と協議をしてみましたが、有効な対応策が取れていないのが現実でございます。</p> <p>八幡市としましても、粗大ごみについては、有料で引き取りを行っており、広報紙等で市民の方への周知を実施しているところでございます。</p> <p>本来、不法投棄されたごみは、不法投棄した者が処理すべきではございますが、相手が特定できない以上、その土地の所有者(管理者)であるUR都市機構の責任において処理していただくこととなります。</p> <p>男山団地内の不法投棄につきましては、土地の管理者であるUR都市機構様の方で、不法投棄されないよう対策を講じていただくものと考えております。</p>	環境経済部
11月	ゴミの不法投棄について	<p>八幡土井京阪ガード下周辺のゴミ置き場に、この周辺住民以外が投棄するゴミが、ここ2カ月ほど前からある。ゴミ袋は京都市有料袋で、通行する車から投棄するようだ。ゴミ種別はあらゆる物が入っている。ゴミ収集にあていないので、収集されない。町内で処理に困っている。なんとか投棄されない方法はないか。</p>	<p>八幡市では、不法投棄の防止の啓発や指導に取り組んでおり、ご相談のような不法投棄に関する相談が市に寄せられます。</p> <p>本市では、パトロールや看板の設置により、不法投棄をさせない取り組みを進めており、現実的には市内で不法投棄があることも事実としてあります。</p> <p>対応策につきましては、パトロールの強化や看板の増設しかないのが現状です</p> <p>また、現場を確認いたしました但道路横の場所であり、多くの車両が通ることから、行為者を特定することが困難であると思われれます。</p> <p>不法投棄を発見されましたら、ご一報いただきますようお願いいたします。</p>	環境経済部